

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

海外勤務になった者の賞与の源泉徴収

Q : 当社の従業員が、アメリカの工場勤務のため、2年間の予定で5月に出国しました。ところで、7月10日にこの従業員へ支給する賞与は、1月から6月までの計算期間となっているのですが、これに対する源泉徴収はどうすればよいのでしょうか。

A : 国内勤務に対応する額について源泉徴収することになります。

【解説】

国外における勤務期間が、あらかじめ1年以上と定められている場合には、国外において継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有することになりますので、国内に住所を有しない者と推定されます。ご質問の場合、2年間の予定でのアメリカ勤務ですから、非居住者に該当することになります。

ところで、非居住者が受ける給料又は賞与については、国内において行った勤務に基づく部分が、国内源泉所得として源泉徴収の対象とされます。

すなわち、非居住者が国内及び国外の双方にわたって行う勤務に対する給料等については、国内勤務に対応するものに限り、所得税を源泉徴収することになります。

したがって、ご質問の賞与については、次の算式により計算した国内勤務に対応する額について20%の税率により所得税の源泉徴収が必要となります。

$$\text{賞与の総額} \times \frac{\text{日本国内において勤務した期間}}{\text{総額の計算の基礎となった期間}}$$

